



こう つう あん ぜん じょう ほう 交通安全情報



小・中学生の皆さんへ

でんどう ボクたちも電動キックボードに乗れるの？



めんきょ
免許がいないから
乗れるでしょ？

の
乗れません！



でんどう うんてん さい
電動キックボードの運転は、16歳になってから！

～保護者の皆様へ～

電動キックボード等には、
運転免許が**必要**な一般原動機付自転車等と、
運転免許が**不要**な特定小型原動機付自転車
があります。

16歳未満のお子様は、
電動キックボードを運転してはいけません。

注意！ ～16歳未満の者に、**提供**することも禁止です～



運転



提供

- ・ 16歳未満の者が運転することは禁止です。
- ・ 16歳未満の者に特定小型原動機付自転車を提供（貸し出しや、買い与えること等）することも禁止です。
- ・ 違反した場合は運転者も車両を提供した方も罰せられることがあります。

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>



または
警視庁の
サイトへ

